

## 家庭から出されたごみの持去り禁止に関するとりまとめ（案）

平成 22 年 月  
京都市廃棄物減量等推進審議会

## 1 検討趣旨

近年のアルミ缶や鉄くず価格の高騰に伴い、ごみ集積所に分別排出された資源物の持去り行為が以前と比較して目立ってきている。また、大型ごみの持去りも依然として発生している。

持去り行為に対しては、目撃情報や市に取締りを求める声、市に手数料を支払ってまで分別排出する意味がないといった声が、市民の方々から寄せられている。

こうした状況を踏まえ、本審議会では、持去りを禁止する必要性及び目的、持去りを禁止するに当たって留意すべき点を中心に検討を行った。

## 2 現状

## (1) 市民の意見

京都市が実施したパブリックコメントでは、176名から273件の意見が寄せられた（参考資料1参照）。

そのうち、条例で持去りを禁止することについて、賛成78名、反対68名、どちらともいえない30名となっている。

賛成の立場からの主な意見は、「持去り防止のためには、罰則等の実効性の確保が必要」が19件、「抜取りをする際の騒音が迷惑」が14件、「持去り防止のためには効果的な周知・啓発やパトロールが必要である」が9件、「指定袋や手数料券を購入して排出している以上、市が収集すべきである」が7件、「生活困窮者の方に何か配慮をすべき」が6件、「アルミ缶等の持去りにより、市の財源が不足することは困る」が6件、「持去りにより集積所にごみが散乱しているのは問題」が5件、「他人にごみを持っていかれるのが不快」が5件となっている。

一方、反対の立場からの主な意見は、「生活困窮者の方に何か配慮すべき」が48件、「結果的にリサイクルされているのであれば問題ない」が17件、「トラックでゴミ袋ごと持ち去ることだけを禁止すべき」が9件、「持ち去りが生じている背景や状況を調べ、対策方法をじっくり検討すべき」が8件、「今回の規制を含め、ゴミ処理対策に税金をかけすぎず、有効な使い道を考えるべき」が5件となっている。

最後に、賛成・反対のどちらでもない立場からの主な意見は、「生活困窮者の方に何か配慮すべき」が10件、「トラックでゴミ袋ごと持ち去ることだけを禁止すべき」が5件となっている。

※ 5件以上の意見を記載した。

## (2) 缶・びん・ペットボトルの持ち去りの状況

市民からの通報や職員による目撃情報によって、市内の広範囲にわたって持ち去り行為が確認されている(参考資料2参照)。中には、アルミ缶を抜き取った後の、スチール缶及びペットボトルだけが多量に置かれている定点も確認されている。また、持ち去った資源物を中継している現場(河川敷や歩道)の情報も寄せられている。

## (3) 大型ごみの持ち去りの状況

大型ごみ収集受付件数のうち、約3%(直近三カ月で1,430件)が持ち去られ、京都市が収集できていない状況であり、電化製品、家具類が主な持ち去り対象となっている(参考資料3参照)。

## 3 持ち去りを禁止する必要性(目的)

持ち去り行為の現状及びパブリックコメント等の市民の声を踏まえ、以下の三つの観点から持ち去りを禁止することが必要と考えられる。

### (1) ごみの分別・リサイクルの後退の防止

「缶・びん・ペットボトル」からのアルミ缶等の有価物の持ち去りは、有料指定袋で排出している市民の分別への協力意識の低下をもたらす恐れがある。このことは、「大型ごみ」を分別排出している市民についても同様である。

また、循環型社会形成推進基本法第12条の規定により、国民(市民)は、「循環資源の適正な循環的な利用の促進に努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務」

を有している。この規定に基づき、分別の責務を遂行し、市に協力しようとする市民の努力が無に帰すことから、持去り行為を禁止することが必要である。

## (2) 集積所の清潔の確保

「缶・びん・ペットボトル」を袋ごと持ち去った後、アルミ缶などの価値の高いもの以外のごみを、収集日に関係なく集積所に戻す事例が発生していることから、集積所の清潔の確保の観点でも対策が必要である。

## (3) 市による適正処理の確保

家庭から出されたごみについては、京都市に適正処理の責任があるが、特に「大型ごみ」については収集受付件数のうち約3%が持ち去られており、こうしたごみは再使用されるだけでなく、電化製品等は売却目的で部品取りされ、その後の不要な部品の不法投棄や、不適正な処理が行われている可能性があることから、「大型ごみ」の適正処理を確保する観点でも対策が必要である。

以上の三つの観点を総合して、廃棄物関連の法体系（環境基本法を除く）の最も上位に位置する循環型社会形成推進基本法第10条において、「地方公共団体」の責務として規定されている、「循環型社会の構築に向けた、循環資源の適正な循環的な利用及び処分の確保」を、京都市が持去り禁止を実施する目的として掲げるべきである。

## 4 持去りを禁止するために必要な措置

現在の法令の体系では、集積所に排出されたごみは、無主物（誰の持ち物でもない）とみなされることから、京都市においては、迷惑行為等を現認した場合に啓発を行うことしかできない。

持去りを禁止するためには、少なくとも、ごみ集積所に出されたごみについて、京都市（市の委託を受けた者を含む）以外の収集・運搬行為を禁止する規定を、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に設ける必要がある。また、こうした行為を指導するための規定も必要となるが、具体的な規定整備については、関係法令との齟齬がないよう、京都市において慎重に検討されたい。

## 5 持去りを禁止するに当たって留意すべき点

### (1) 対象とする収集区分の選定

現時点では、3項で述べた必要性を踏まえ、「缶・びん・ペットボトル」及び「大型ごみ」以外の収集区分（「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「小型金属」）は、持去り禁止の対象とする必要はない。

### (2) パトロールの実施等による指導の強化

持去りを無くすためには、条例の規定整備だけでなく、啓発ポスターや看板の設置とともに、通報があった地域を中心としたパトロールの実施や現地での指導の強化が重要であることから、必要な体制の整備をすべきである。

なお、市民の方々が持去り禁止現場を目撃され、自主的に指導が行われることが考えられるが、現場でのトラブルも想定されることから、行政への情報提供を行っていただくよう、周知すべきである。

### (3) 持去り行為の予防策

#### ア 夜間排出に対する指導・啓発の強化

収集日の前夜からごみを排出すると、夜間に持去り行為が発生し、騒音等の原因にもなることから、市民の方々に対し、夜間排出をしないよう、指導・啓発を強化すべきである。

#### イ 民間等の自主回収の促進

本来、民間等の自主回収を促進することが重要であることから、京都のまちの強みである、学区単位の活動、自治会、町内会などの地域力を生かしたコミュニティ回収等の促進を図るべきである。

### (4) 持去りにより生計を立てている方について

ホームレスの方々等の生活困窮者の自立支援と、市民が有料指定袋で排出された資源物等の持去り行為は別で考える必要があるが、自立支援に向けた啓発等、関連部局と十分に連携されたい。

## 参考資料

- 資料 1 京都市におけるパブリックコメント結果の概要（資料 2 - 1）
- 資料 2 持去り行為について市民からの通報や職員がよく目撃する地域等（資料 2 - 2）
- 資料 3 大型ごみの状況（資料 2 - 3）